

IASB、ヘッジ会計の改訂を含む IFRS第9号(2013年版)を公表

2013年11月19日、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS第9号(2010年版)に対する改訂を公表した。本改訂により成立するIFRS第9号(2013年版)は、一般ヘッジに係るヘッジ会計の改訂(新ヘッジ会計)を新たに織り込むものである。

本改訂には、①新ヘッジ会計のほか、②公正価値オプションを採用した金融負債の包括利益計算書上の表示に関するIFRS第9号の規定について、これを独立して早期適用可能とする手当ての導入と、③IFRS第9号の2015年1月1日という強制適用日の削除も含まれている。

このうち、新ヘッジ会計の概要は以下のとおりである。

■ 2012年9月にIASBのウェブサイト公表されたレビュー・ドラフトからの重要な変更は多くはない。すなわち、レビュー・ドラフトで示された以下の改訂が、今回のIFRS第9号(2013年版)に踏襲されている。

- 企業のリスク管理活動がもたらす効果を財務諸表に反映させることを、ヘッジ会計の目的とする。適格なヘッジ手段・ヘッジ対象の範囲を拡大し、有効性の評価に関しても事後テストや80-125%の数値規準を廃止するなど、ヘッジ会計の適格要件を弾力化する。一方で、ヘッジ活動の結果については、非有効部分を測定し、当期純利益に計上するというIAS第39号での会計処理を堅持し、開示も強化する。
- オプションまたはフォワードを用いたヘッジにおいて、時間的価値や直先差額を「ヘッジのコスト」と捉える新たな会計処理を導入する。
- クレジット・デリバティブを利用した信用リスクのヘッジを会計上反映させる方法として、公正価値オプションに準じた処理を導入する。
- デリバティブ処理を行わない非金融商品の売買契約についても、公正価値オプションの採用を認める。

■ 今回、最終基準化にあたり、以下について追加的な対応が図られた。

- 非金融商品の売買契約に関する公正価値オプションの規定を新たに導入するに際し、移行措置を設ける。
- フォワードにおける直先差額と同様に、異種通貨の交換取引において生じる「通貨のベーススプレッド」をヘッジ手段から除外し、これを「ヘッジのコスト」として会計処理することを認める。
- 本IFRS第9号改訂後も、新ヘッジ会計を適用せず、IAS第39号のヘッジ会計の適用を継続することを、会計方針の選択として認める。

1. 背景

ヘッジ会計の改訂は、個別の資産・負債、及びその集合体としてのクローズド・ポートフォリオを対象とする一般ヘッジと、金融機関等で見られるような、ポートフォリオ全体のリスクを機動的かつ高度な手法で管理するヘッジ活動(マクロ・ヘッジ)への会計的対応を検討するもので、フェーズが分けられている。今回のIFRS第9号の改訂は前者への対応を図るものであり、2010年12月の公開草案、2012年9月のレビュー・ドラフトを経て、このたび最終基準として公表された。

なお、マクロ・ヘッジについては別のプロジェクトで審議が進められており、2013年11月5日のIASBワークプランによれば、ディスカッション・ペーパーが2014年第1四半期に公表される予定である。マクロ・ヘッジのプロジェクトが完成するまでの当面の間、IAS第39号における金利リスクのポートフォリオ・公正価値ヘッジの規定は、引き続き有効である。なお、マクロ・ヘッジ会計が完成するまでの間、IFRS第9号のヘッジ会計に代えて、IAS第39号のヘッジ会計を継続して適用することを選択することも認められている。

金融商品会計の改訂プロジェクトはMOU項目の1つではあるものの、ヘッジ会計に関する議論はIASB単独で進められた。FASBによる米国基準のヘッジ会計の今後の見直しについては、方向性は明らかにされていない。

2. IFRS第9号におけるヘッジ会計の枠組み

IFRSにおけるヘッジ会計は、①公正価値ヘッジ、②キャッシュフロー・ヘッジ、③純投資ヘッジの3種類から成っている。ヘッジ会計は、「分類と測定」の原則に対して、「特定の条件が満たされた場合にのみ許容される、特別の会計処理」として位置づけられているが、IAS第39号のもとではヘッジ会計適用のための適格要件が過度に厳格かつ形式的であったために有用な財務報告がなされないといった批判があり、新ヘッジ会計では要件の緩和が行われた。すなわち、非有効部分の測定・当期純利益計上を行うことを前提に、適格なヘッジ手段・ヘッジ対象の範囲が拡大され、有効性の評価に関しても、80-125%の数値規準や過去に遡った有効性評価(いわゆる事後テスト)の要請が廃止されている。

ヘッジ会計を、リスク管理活動を財務諸表に反映する会計処理とする以上、ヘッジ会計の適用を企業がいったん選択した場合には、リスク管理目的に変更がないにもかかわらず会計上の目的においてのみヘッジ会計を中止することは、認められない。また、経済的なヘッジ関係としてのヘッジ対象とヘッジ手段との関係が当初の設定から変化した場合は、ヘッジ対象またはヘッジ手段を調整して増減させ、適切なヘッジ比率を調整(リバランシング)しなければならない。IAS第39号では、このようなヘッジ手段またはヘッジ対象の変更はヘッジ関係の中止と再指定を必要とし、多くは煩瑣な処理を伴うものとなっていたが、新たな枠組みではリスク管理目的に変更がなければヘッジ会計が全体として中止されることはなくなる。なお、ヘッジ会計は特別な会計処理であるため、リスク管理方針に基づいてヘッジ取引を行っている場合でも、ヘッジ会計の適用が強制されるわけではない。

そのほか、限定的な状況に限られるものの、ヘッジ対象にヘッジ手段に内在する要素が対応しないために生じるミスマッチについて、これをヘッジのコストと捉え、当期純利益に影響させない会計処理を、新たに導入している。また、ヘッジ会計の枠組み外で、ヘッジ活動の効果を実質的に財務報告に反映させる方法として、公正価値オプション(またはこれに準じた会計処理)の適用範囲を一部弾力化している。

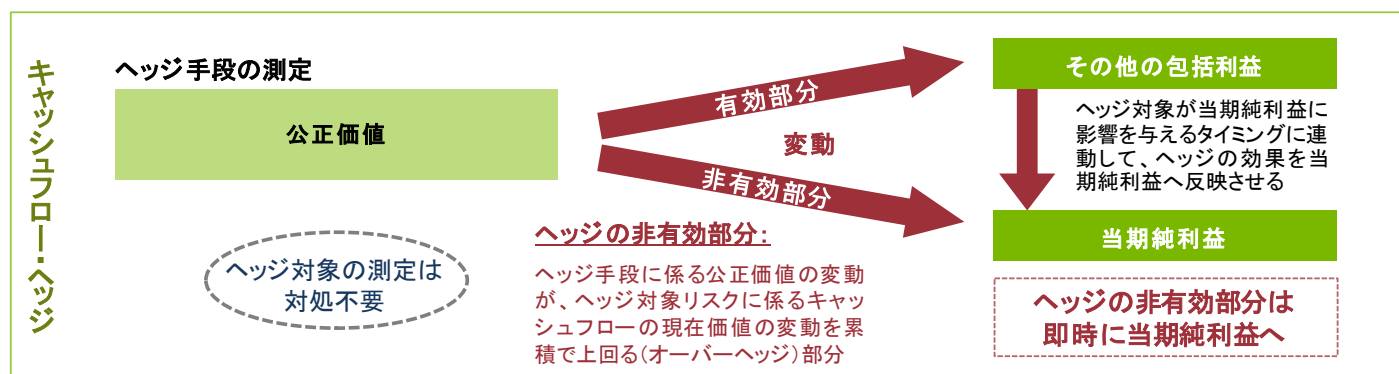
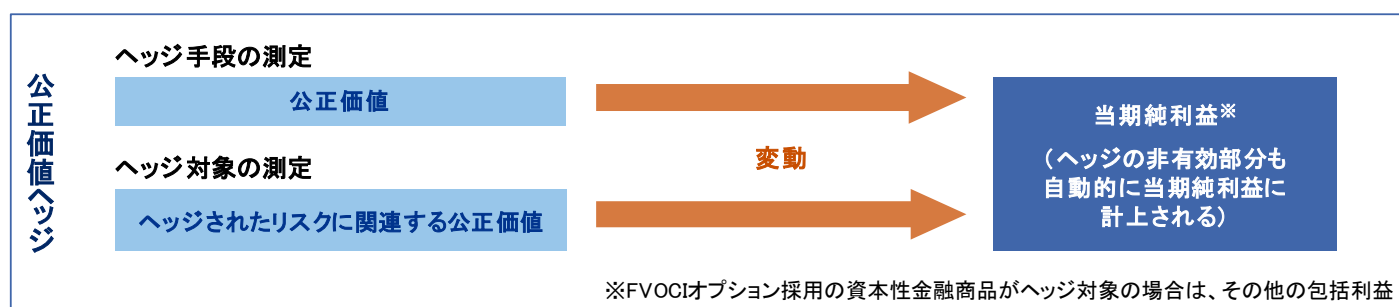
3. 適格なヘッジ

新ヘッジ会計は、リスク管理活動をよりの確に財務諸表に反映するために、適格なヘッジ手段やヘッジ対象の範囲を拡大している。主な変更点は以下のとおりである。

項 目	内 容
適格なヘッジ手段に関する変更点	
非デリバティブ金融商品	ヘッジ対象リスクの種類にかかわらず、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分の非デリバティブ金融商品を、ヘッジ手段に指定可能。ただし、公正価値の変動のうち自己の信用リスクの変動による影響をその他の包括利益に区分表示する金融負債(公正価値オプションを適用する負債)を除く。
売建オプション	買建オプションと抱き合わせてヘッジ手段に指定することを認める。ただし、ネットで売建てのポジションにならない場合に限る。
適格なヘッジ対象に関する変更点	
リスク構成要素のヘッジ	金融商品・非金融商品を問わず、「識別可能かつ測定可能」であれば、リスク構成要素のレベルでヘッジ対象に指定可能である。
合計エクスポージャーのヘッジ	単独でヘッジ対象の適格要件を満たす非デリバティブと、デリバティブとを組み合わせ、これを一体としてヘッジ対象として指定することを認める。なお、合計エクスポージャーのヘッジは「合成会計(Synthetic Accounting)」ではない。すなわち、ヘッジ対象に含まれるデリバティブは一般のデリバティブ同様、公正価値測定の対象である。
ヘッジ対象項目のグルーピング	ヘッジ対象がリスク管理方針に準拠してグループで管理されており、かつ、個々の項目が適格なヘッジ対象である場合、ヘッジ対象リスクに対して必ずしも同率で公正価値変動を生じるものでなくても、同一のリスクにさらされている複数項目をグルーピングしてヘッジ指定することが可能。為替リスクについては、正(キャッシュ・インフロー)と負(キャッシュ・アウトフロー)のポジションを一括して、実質的なネットポジションをキャッシュフロー・ヘッジのヘッジ対象に指定することも可能。

4. 適格なヘッジの会計処理

会計処理については、IAS第39号における考え方を新ヘッジ会計でも踏襲している。



その他、新ヘッジ会計では、「ヘッジのコスト」という概念が新たに導入され、ヘッジ手段における公正価値変動のうち、オプションの時間的価値やフォワードの直先差額、通貨スワップに内在する通貨のベーススプレッドに起因する部分を当期純利益に反映させない会計処理が、新たに導入されている。

以下は会計処理に関する主な変更点である。

項 目	内 容
買建オプションの 時間的価値の処理	本源的価値の変動のみをヘッジ手段として指定する場合、時間的価値については、ヘッジのコストとして取り扱う。すなわち、時間的価値の公正価値の変動はその他の包括利益に計上し、ヘッジ対象の種類が「取引関連」か「時間関連」かにより、取引に紐付けて、またはヘッジの期間を通じて、その他の包括利益から当期純利益へ振り替える。従来のIAS第39号での処理(時間的価値をヘッジの有効性の評価から除外し、その変動のすべてを即時に当期純利益に認識する処理)は禁止される。 なお、時間的価値を分離せず、オプション全体をヘッジ手段として指定する方法は、従来どおり適用可能である。
ヘッジ取組時点の 直先差額の処理	フォワード契約(為替予約など)をヘッジ手段として直物レート法(直物レートの変動のみをヘッジ手段として指定し、直先差額の変動をヘッジ手段指定から除外する方法)を採用する場合に、ヘッジ取組時点に存在する先渡契約の直先差額を、オプションの時間的価値と同様に、ヘッジのコストとして処理することを認める。 直先差額を分離せず、フォワード契約全体をヘッジ手段として指定する「先物レート法」も従来どおり選択できる。また、直物レート法を採用する場合であっても、上記処理に拠らず、直先差額の変動を直ちに当期純利益に認識する従来の処理も可能である。
通貨のベーススプレッドの 処理 (レビュー・ドラフトからの 見直し項目)	通貨のベーススプレッドとは、異種通貨の交換を行う際に追加的に課される「コスト」であり、通貨の需給バランスその他の理由によって発生する。一般的には通貨スワップにおいてみられることが多く、金融危機などで市場が歪む際にはその影響が顕在化することがある。 通貨のベーススプレッドはヘッジ手段にのみ存在し、ヘッジ対象には存在しないことから、フォワード取引における直先差額と同様のものであるとする整理が行われ、IFRS第9号において直先差額を「ヘッジのコスト」として会計処理することが許容されることに平仄を合わせ、通貨のベーススプレッドについても同様の処理が可能となった。
ネットポジションのヘッジに係る 損益表示	ネットポジションのヘッジで、ヘッジ対象となっているリスクが影響を及ぼす損益項目が複数ある場合には、ヘッジ手段から生じる損益は、包括利益計算書上、別掲する。
開示	ヘッジ会計に関する開示事項は、IFRS第7号「金融商品：開示」の改訂として、以下の3つの観点から整理されている。 ➤ リスク管理戦略及び同戦略のもと、どのようにリスクを管理しているか ➤ ヘッジ活動の内容、及び将来キャッシュフローへの影響 ➤ 主要財務諸表に対する影響

5. その他の改訂

ヘッジ会計の枠外でヘッジ活動の効果を財務報告に反映させる方法として、以下の2点が導入されている。

- クレジット・デリバティブを用いて信用リスクをヘッジする取引を行っている場合に、ヘッジの対象となっている信用リスクのエクスポージャー(貸付金等)を、公正価値で測定しその変動損益を当期純利益に計上する会計処理を認める。IFRS第9号における公正価値オプションの指定は、対象となる資産または負債の認識時点においてのみ可能であり、取消不能であるが、本処理における指定は、指定の開始及び中止を弾力的

に行うことができる。なお、本処理により信用リスクのエクスポージャーを公正価値で測定した場合、一定の開示を行う必要がある。

- IAS第39号を改訂し、非金融商品の売買取引において「自己使用の例外」の要件に該当しデリバティブには当たらないとされる取引について、会計上のミスマッチを排除する、または大きく減少させるものであるならば、これに公正価値オプションを適用できることとする。ただし、公正価値オプションの指定は、契約締結時に行う必要があり、かつ、指定後の取消しはできない。

6. 適用日及び移行措置

今回改訂されたIFRS第9号（2013年版）には強制適用日の記載はない。従来のIFRS第9号（2010年版及び2009年版）に記載されていた2015年1月1日以降開始する会計年度から適用開始という記述は、今回削除された。これらの会計基準を適用することを選択することは認められる。また、IFRS第9号には、公正価値オプションを採用した金融負債については、その公正価値変動のうち自己信用リスクに起因する部分を当期純利益ではなくその他の包括利益に表示するよう求める規定があるが、IFRS第9号全体を適用しない場合であっても、その規定のみを適用することを選択することが認められている。

ヘッジ会計に関する基準は原則として将来に向かって適用されるが、買建オプションをヘッジ手段として利用し、かつ時間的価値をヘッジ手段指定から除外していた場合の取扱いについては、新たに導入された方法に基づく遡及適用が求められる。他方、フォワード契約の直先差額及び通貨のベーススプレッドに関して新たに導入された方法は、一定の条件のもと、遡及適用するか否かを選択することができる。また、デリバティブの更改について、一定の要件を満たす場合のみにおいてヘッジの継続を認める規定については、遡及的に適用しなければならない。

加えて、レビュー・ドラフト時点では含まれていなかったものの今回追加的に対応が行われた点として、本来であれば公正価値オプションの指定は金融商品の当初認識時点でしか行えないところ、IFRS第9号への移行日時点で存在し、デリバティブ処理が行われていない既存の「非金融商品の売買取引」については、その移行日時点で公正価値オプションの指定を行うことを認めることとした。なお、本来はそのような公正価値オプションの適用の検討は取引ごとに行うものであるが、本移行措置においてはIFRS第9号への移行日に存在する類似の「自己使用の例外」取引のすべてに関して、一律に公正価値オプションを適用することが条件とされている。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.azsa.or.jp/ifrs/

あずさ監査法人は、IFRS第9号における一般ヘッジの実務への適用についてケーススタディ方式で解説する刊行物「IFRSの改訂ヘッジ会計」を2014年1月に公表予定です。

また、KPMG IFRG Limitedも、英語版の解説資料「First Impression」を作成中です。あずさ監査法人では、発行後この原文を上記のIFRSサイトに掲載する予定です。